

# 令和7年8月豪雨からの復旧・復興プラン

令和7年（2025年）12月

熊 本 県

# 令和7年8月豪雨からの復旧・復興プランについて

## ○ 気象情報と主な被害情報

- 九州北部地方で令和7年8月10日夜遅くから11日にかけて線状降水帯が繰り返し発生。県内では、**24時間降水量が多いところで400ミリを超える記録的な大雨**となった。
- 特に、8月10日から11日にかけて、熊本地方を中心に猛烈な雨や非常に激しい雨が降り、「**記録的短時間大雨情報**」が発表。
- 11日未明から昼前にかけて県内5市2町(玉名市、長洲町、八代市、宇城市、氷川町、上天草市、天草市)に**大雨特別警報**が発表された。

県内広範囲にわたって局所的に甚大な被害が発生

人的被害:30名 住家被害:8,481棟 被害額:約1,872億円

農林水産	約861億円
公共土木	約666億円
商工業	約283億円 等

復旧・復興を迅速かつ着実に進めるため、

「**令和7年8月豪雨からの復旧・復興本部**」を設置。復旧・復興プランの策定へ

## ○ 復旧・復興プランの理念

- 複数の分野にわたる被害への対応に関する課題検証
- 復旧に向けた様々な取組みに関する記録・継承
- 生活や事業の再建に向けた様々な取組みを庁内各部局の連携のもと強力に推進

➡ **「県民みんなが安心して笑顔になる」熊本の復旧・復興**

## ○ 復旧・復興プランの4つの柱

- |                  |             |
|------------------|-------------|
| 1 被災者の救済・生活支援    | 2 産業復興支援    |
| 3 社会・産業インフラの機能回復 | 4 防災・減災の取組み |

### 県内の11市町(※)に災害救助法が適用

※災害救助法適用市町 (適用日:8月10日)  
 熊本市 八代市 玉名市 天草市 上天草市 宇城市  
 美里町 玉東町 長洲町 甲佐町 氷川町

### 過去の大規模災害との比較

○令和7年8月豪雨  
 (R7.12.9時点)  
 ・人的被害:30名  
 ・住家被害:8,481棟  
 ・被害額:約1,872億円

○令和2年7月豪雨  
 ・人的被害:119名  
 ・住家被害:7,414棟  
 ・被害額:約5,222億円

○平成28年熊本地震  
 ・人的被害:3,014名  
 ・住家被害:198,655棟  
 ・被害額:約3兆7,850億円

○平成24年九州北部豪雨  
 (熊本広域大水害)  
 ・人的被害:36名  
 ・住家被害:3,408棟  
 ・被害額:約685億円



道路崩壊 (甲佐町)



法面崩壊 (上天草市)



浸水被災店舗 (玉名市)



急傾斜崩壊被害 (美里町)



越水土砂流出被害 (美里町)



浸水被害を受けた苗 (八代市)

# 令和7年8月豪雨からの復旧・復興プランの主な内容

	項目	主な課題	改善の方向性	3年間の主な取組み
1 被災者の救済・生活支援	1 生活の支援・住まいの確保	・被災者に対し丁寧な制度周知を行い、それぞれの意向に沿った生活・住まいの再建支援を図る必要がある。	・住まいの再建支援策の実施、「地域支え合いセンター」による支援体制構築等により、1日も早く被災前の生活を取り戻すための支援を実施。	・住宅の応急修理制度の活用促進 ・応急仮設住宅の供与 ・応急仮設住宅の入居者や在宅被災者の生活・住まいの再建支援 ・「地域支え合いセンター」の設置
	2 医療・社会福祉施設等の復旧	・早期復旧に向けた迅速な補助手続が必要。 ・被災した施設等の中には、垂直避難エレベーターや非常用自家発電が未整備又は老朽化している施設がある。	・被災した全ての医療・社会福祉施設等の復旧が速やかに完了するよう、実地調査の早期着手などの支援を実施。 ・老朽化した設備の更新を促進し、耐災害性の向上を推進。	・医療・社会福祉施設等の早期復旧 ・医療・社会福祉施設等の耐災害性向上の推進
	3 災害廃棄物の早期適正処理	・近年大きな災害を経験していない市町村では処理体制構築等の対応に係る負担が大きかった。	・平常時から、災害発生時を見据えた災害廃棄物の早期適正処理体制の構築や、対応力の向上を推進。	・災害廃棄物の処理完了 ・早期適正処理に係る連携体制の構築 ・市町村の災害廃棄物に係る対応力の向上
2 産業復興支援	4 農林畜水産業者等への支援	・被害状況の早期把握に加え、被災現場のニーズに応じた短期、中長期的な支援策が必要。 ・被災農林漁業者が安定して事業継続できるような支援が必要。	・被災農林漁業者が速やかに事業再開ができるよう、ニーズに合った支援を実施。 ・災害に強い産地づくりに向けた、中長期的な支援の継続。	・緊急的に実施すべき生産現場における課題解決 いぐさ専用機械の修繕支援と再生産計画の策定 ・被災苗木生産施設や製材所等の復旧による林業者等の事業継続支援 ・あさり保護区等の復旧による漁場環境の改善 ・農林漁業者向け金融支援策等による事業継続支援
	5 被災中小企業者等の事業再建に向けた支援	・過去の大規模災害、新型コロナウイルス感染症に今回の災害が加わり、さらに物価高騰や大幅な買上げ等の影響もあり、県内中小企業者の経営環境は極めて厳しい状況。	・再建を目指す全ての事業者が復旧を完了する。	・被災中小企業者等の資金繰り支援 ・被災中小企業者等の施設・設備の復旧支援 ・被災中小企業者等の販路の維持・確保支援
3 社会・産業インフラの機能回復	6 道路の復旧	・県内各地で発生した多数の被災箇所への対応や再度被災させない復旧、災害時の人流・物流における代替路の確保が必要。	・順次災害復旧工事に着手し、再度災害防止の観点を踏まえた、必要な箇所を改良復旧。 ・災害時の人流・物流における幹線道路ネットワークの強靱化。	・道路施設の早期復旧 ・高規格道路ネットワークの整備促進
	7 河川・砂防施設の復旧	・県内各地で発生した多数の被災箇所への対応。 ・今後の出水により、同様の災害が再び発生する恐れがあり、再度災害防止の取組みが重要。	・河川・砂防施設の早期の機能の回復。 ・再度災害防止の観点を踏まえ、必要な箇所については改良復旧や再度災害防止のための施設整備を実施。	・河川・砂防施設の早期復旧 ・再度災害防止のための砂防施設や河川の整備
	8 農地・農業用施設の復旧	・本復旧まで時間を要する箇所における排水機能の暫定確保など、二次被害防止策の強化が急務。 ・中長期的には、営農継続に向けた早期の復旧・復興と再度災害防止に向けた整備が必要。	・被災農業用排水機場については、湛水被害を防ぐため応急ポンプを設置し、強制排水体制を整備。 ・市町村による査定設計書の作成等の技術的支援を通じて、復旧工事の早期着手を促進。	・県営農地等災害復旧事業の実施 ・団体営農地等災害復旧事業の支援
	9 林道施設の復旧	・林道災害復旧事業においては、林道に至る市町村道等の復旧工事が先行する必要があるため、全災害箇所の復旧完了までに長期間を要する。 ・林業活動再開に向けたアクセス確保と、復旧事業の工程調整が必要。	・林道災害復旧事業の円滑な推進に向け、事業主体(市町村)が他所管の災害復旧事業と調整を図れるよう支援を行い、復旧工事の着実な進捗を促進。	・林道災害復旧事業の実施
	10 山地災害地の復旧	・熊本地震や令和2年7月豪雨の復旧事業では、工事の不調不落が多く発生しており、今回の復旧においても同様の事象が生じる懸念がある。	・現場の状況に即した設計・積算に努めるとともに、建設業協会等との意見交換を通じて施工体制の確保を図り、復旧事業の計画的な整備を推進。	・災害関連緊急治山事業の実施 ・治山激甚災害対策特別緊急事業等の実施 ・単県治山事業(県営)の実施
	11 漁港漁場施設の復旧	・漂流物対策フェンスの倒壊、流失により、アサリ、ノリ漁場へ流木等が流入し、漁業活動に支障を及ぼす可能性が高いため、早急なフェンスの再設置が必要。	・漂流物対策フェンスの再設置を進めることで、漁場環境の保全と漁業活動の安定化を図る。	・漂流物対策フェンスの再設置による漁場保全機能回復
	12 教育施設の復旧	・被災した学校施設等の早期復旧が必要。	・早期に被災した学校施設等の復旧工事に着手する。 ・被災した学校からのニーズを的確に把握し、早期復旧を行う。	・学校施設の復旧 ・県立天草青年の家の災害復旧 ・私立学校施設等の災害復旧及び再度災害防止への支援
	13 文化財等の復旧	・国・県指定文化財の復旧を行う市町村等の負担が大きい。	・国・県指定文化財の着実な復旧のため、市町村の計画策定等を支援。	・市町村の状況を踏まえた必要な支援の実施 ・文化財レスキューの実施
	14 自然公園施設の復旧	・被災施設の復旧にあたっては、景観保全や文化的価値の保全に特段の配慮が必要。	・景観資源や文化財としての価値を維持しつつ、災害に強い施設復旧を実施。	・雲仙天草国立公園内施設の復旧 ・矢部周辺県立自然公園内施設の復旧
	15 肥薩おれんじ鉄道の復旧	・肥薩おれんじ鉄道の残された復旧工事の早期完了が必要。	・復旧工事の早期完了に取り組む。	・被災鉄道の早期復旧
4 防災・減災の取組み	16 被災地警察施設の復旧	・警察活動拠点となる上天草警察署松島交番が復旧工事の期間、使用不可能であるため、早期復旧が必要。	・治安維持に間隙を生じさせないよう移動交番車を配備し、交番機能を維持。 ・被害が大きかった地区へ防犯パトロールを強化。	・上天草警察署松島交番の復旧工事
	17 国土強靱化地域計画に基づく施策の推進	・自然災害の頻発化・激甚化に加え、局所的かつ突発的に発生するなど、災害の形態に変化がみられており、更なる国土強靱化の取組みが必要。	・今回の水害の経験も踏まえて、「熊本県国土強靱化地域計画」を改定し、本県における国土強靱化の取組みをこれまで以上に強力に推進。	・熊本県国土強靱化地域計画の改定 ・地域計画に基づく各種施策の推進
	18 浸水対策(内水氾濫対策含む)の推進	・近年の激甚化する災害に対して、ハード整備だけでは対応が困難であり、中長期的時間を要するため、ソフトを含めた総合対策の検討が必要。	・令和7年8月大雨による浸水被害に関する検討会」で県、市町村などで検討した結果を踏まえ、浸水対策に取り組む。また、市町村が取り組む内水氾濫対策を支援。	・河川整備や河川掘削等、ハード対策の実施 ・農地の浸水対策の推進 ・流出抑制対策 ・市町村への支援 ・早期避難につながるソフト対策の実施
	19 ボランティア確保対策強化	・発災当初において、必要人員の早期確保が必要。	・ボランティアの要請が多い初期期に可能な限り多くのボランティアに参加してもらえよう、平時におけるボランティアの事前登録制度の充実を図る。	・事前登録制度の整備 ・事前登録制度の周知、登録拡大 ・災害ボランティアセンター早期設置に向けた取組 ・ボランティアセンター間の調整に資する取組
	20 初動対応の検証	・避難所開設判断のばらつき。 ・情報収集ツールの多様化への対応。 ・LO(情報連絡員)の役割・任務の理解不足。	・線状降水帯発生予測情報を受けた対応ルールの策定検討。 ・スマホ・SNSなどツールの多様化に合わせた平時からの情報伝達強化の検討。 ・災害対応経験者派遣制度(仮称)の検討。	・線状降水帯発生予測情報対応ルール策定 ツールの多様化に合わせた情報伝達強化 ・災害対応経験者派遣制度(仮称)構築

# プ ラ ン 項 目

## ～「県民みんなが安心して笑顔になる」熊本の復旧・復興～

### 1 被災者の救済・生活支援

生活の支援・住まいの確保……………No.1

医療・社会福祉施設等の復旧……………No.2

災害廃棄物の早期適正処理……………No.3

### 2 産業復興支援

(1)農林畜水産業関係  
・農林畜水産業者等への支援……………No.4

(2)商工業関係  
・被災中小企業者等の事業再建に向けた支援……………No.5

### 3 社会・産業の機能回復

(1)公共土木施設関係  
・道路の復旧……………No.6  
・河川・砂防施設の復旧……………No.7

(2)農林水産業関係  
・農地・農業用施設の復旧……………No.8  
・林道施設の復旧……………No.9  
・山地災害地の復旧……………No.10  
・漁港漁場施設の復旧……………No.11

(3)教育・文化・自然公園関係  
・教育施設の復旧……………No.12  
・文化財等の復旧……………No.13  
・自然公園施設の復旧……………No.14

(4)その他  
・肥薩おれんじ鉄道の復旧……………No.15  
・被災地警察施設の復旧……………No.16

### 4 防災・減災の取組み

国土強靱化地域計画に基づく施策の推進……………No.17

浸水対策(内水氾濫対策含む)の推進……………No.18

ボランティア確保対策の強化……………No.19

初動対応の検証……………No.20

# 1 被災者の救済・生活支援

No.1

## 生活の支援・住まいの確保

部局名：健康福祉部・土木部

検証状況  
(被害における対応  
成果・課題)

### 《現状・成果》

- ・ 2025.9.1までに災害救助法適用全11市町で賃貸型応急住宅と住宅の応急修理の受付を開始。
- ・ 2市町で建設型応急住宅を建設し、美里町(2団地9戸)は10.31に、上天草市(1団地10戸)は11.28に入居開始。
- ・ 9市町に被災者生活再建支援法を適用済。

### 《課題》

- ・ 被災者に対し丁寧な制度周知を行い、それぞれの意向に沿った生活・住まいの再建支援が必要。
- ・ 同一災害による被災であるにもかかわらず、被災者生活再建支援法が適用されていない市町村がある。

### 《改善の方向性》

- ・ 市町と連携の上、在宅避難者を中心とした被災者に対し、応急仮設住宅や応急修理制度、被災者生活再建支援制度を周知。
- ・ 住まいの再建支援策の実施や「地域支え合いセンター」による支援体制の構築等により、被災者が1日も早く被災前の生活を取り戻すための支援を実施。
- ・ 国へ被災者生活支援法適用要件の緩和について要望するとともに、非適用市町村の被災者に対して同程度の支援を実施。

### 《概ね3年間で達成すべき目標》

- ① 住宅の応急修理制度を希望する全ての被災者の活用が完了。
- ②③④ 応急仮設住宅を速やかに提供し、2028年度までに被災者の生活・住まいの再建・確保を実施。

課題に対する改善の  
方向性と  
概ね3年間で  
達成すべき目標

3年間の取組みロードマップ

取組内容	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)	R9年度 (2027年度)
①住宅の応急修理制度の活用促進	応急修理制度の周知及び手続		
②応急仮設住宅の供与	建設型応急住宅の整備	建設型応急住宅の供与	
	賃貸型応急住宅の入居手続	賃貸型応急住宅の供与	
③応急仮設住宅の入居者や在宅被災者の住まいの再建支援	市町と連携し住まいの再建を支援		
	再建を後押しする「住まいの再建支援策」の実施		
④地域支え合いセンター等の設置	「地域支え合いセンター」の設置支援	地域支え合いセンター等の運営支援、被災者の生活再建に向けた総合的支援体制の構築	

# 1 被災者の救済・生活支援

No.2

## 医療・社会福祉施設等の復旧

部局名:健康福祉部

検証状況  
(被害における対応  
成果・課題)

### 《現状・成果》

- 被災した高齢者関係施設、救護施設、児童福祉施設、障がい者福祉施設、医療施設等(以下「社会福祉施設等」)の復旧経費について、国の補助制度により支援を実施中。
- 今後の浸水被害に備え、垂直避難や停電対策に要する経費についても、既存の補助制度により支援を実施中。

### 《課題》

- 社会福祉施設等の復旧に係る補助率の嵩上げ及び既存の補助制度の対象外となる施設や設備の復旧に対する補助制度の創設が必要。  
また、早期復旧に向けた迅速な補助手続が必要。
- 今回被災した施設や浸水想定区域内にある施設の中には、垂直避難エレベーターや非常用自家発電が未整備又は老朽化している施設がある。

### 《改善の方向性》

- 国と連携しながら、補助制度の拡充及び創設について取組を進めるとともに、被災した全ての社会福祉施設等の復旧が速やかに完了するよう、実地調査の早期着手などの支援を実施。
- 垂直避難エレベーターや非常用自家発電の整備、老朽化した設備の更新を促進し、耐災害性の向上を推進。

### 《概ね3年間で達成すべき目標》

- 被災した社会福祉施設等の復旧完了・運営回復。
- 希望する社会福祉施設等において、垂直避難エレベーターや非常用自家発電を整備。

課題に対する改善の  
方向性と  
概ね3年間で  
達成すべき目標

3  
年  
間  
の  
取  
組  
み  
ロ  
ー  
ド  
マ  
ッ  
プ

取組内容	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)	R9年度 (2027年度)
①社会福祉施設等の早期復旧	補助制度等の周知	必要に応じ随時	
	施設の復旧・運営回復支援	必要に応じ延長	
②社会福祉施設等の耐災害性の向上の推進(垂直避難エレベーター等の整備に係る支援)	補助制度等の周知	必要に応じ随時	
		事業者の募集、支援事業の実施 (年度毎に実施)	

# 4 防災・減災の取組み

No.19

## ボランティア確保対策強化(平時⇔災害)

部局名:健康福祉部・環境生活部

検証状況  
(被害における対応  
成果・課題)

### 《現状・成果》

- ・災害救助法適用市町のうち10市町に災害ボランティアセンター(以下「VC」)を設置 ※ 11月末までに閉所
- ・参加者数(11月末時点):延べ11,669人
- ・県としては、県HP、SNS等での周知のほか、庁内PTを立ち上げ、各部局から企業、教育機関、各種関係団体及び県職員に参加を呼び掛け。

### 《課題》

- ・特に、発災当初において、必要人員の早期確保が必要である。

### 《改善の方向性》

- ・ボランティアの要請が多い初動期に可能な限り多くのボランティアに参加してもらえるよう、平時におけるボランティアの事前登録制度の充実を図る。
- ・県内におけるボランティア機運を醸成するとともに、県内企業・団体・NPO等に対する登録案内等によりボランティア登録の拡大を図る。
- ・災害VCの早期設置やVC間の人員の調整を図る。

### 《概ね3年間で達成すべき目標》

- ① 県社協において平時からの事前登録制度を創設し、災害時に登録者への情報提供を行う仕組みを整備。
- ② 事前登録者を拡大し、平時からの災害ボランティアを確保。
- ③ 災害VCの設置予定場所を事前に設定するなど、VCの早期設置につながる方策を実施。
- ④ 活動時の登録項目を市町村災害VC間で共通化するなど、VC間の人員調整が可能となる方策を実施。

課題に対する改善の  
方向性と  
概ね3年間で  
達成すべき目標

3年間の取組みロードマップ

取組内容	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)	R9年度 (2027年度)
①事前登録制度の整備	県と県社協による協議	県社協において事前登録フォームを開設	登録者への情報提供
②事前登録制度の周知、登録拡大	県内におけるボランティア機運の醸成		
		県内企業・団体・NPO・学生等への案内等によりボランティア登録を推進	
③災害VC早期設置に向けた取組	災害VC設置予定場所の事前設定を推進		
	県社協と市町村社協による協議	災害VC設置に関する研修・訓練の実施	
④VC間の調整に資する取組	県社協において標準登録項目を整理	登録項目・登録システムの統一的運用に向けた研修の実施	